

# ○那覇市議会事務局設置条例

昭和47年5月15日  
条例第84号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、那覇市議会に事務局を置く。

## (委任規定)

第2条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

## 付 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

## 【参照条文】

法第138条第1項及び第2項（事務局の設置）、  
法第89条（議会の設置）、憲法第93条第1項（議会の設置）